平成２３年（フ）第８７４３号
大阪府八尾市天王寺屋１丁目１番地　グリーンハイツ志紀101号
破産者　呑気屋多奴喜こと　吉村　　渡
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７０号
神奈川県茅ヶ崎市小和田１―21―14　ウィンディ湘南205号室、住民票上の住所大阪市天王寺区上本町８丁目６番１―505号
破産者　久保田　剛
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８２号
大阪府吹田市内本町２丁目６番21号
破産者　野口知恵子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８３号
大阪市浪速区桜川３丁目２番11―603号
破産者　ルカネットことＳＮＡＺＺこと　小松　祐次
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８５６号
大阪市中央区日本橋２丁目15番29号　404
破産者　奥野　純子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０９３号
大阪府茨木市大池１丁目12番１―509号
破産者　浦上　秀人
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６号
大阪府松原市高見の里１丁目９番３号
破産者　河野　幸平
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
神戸市兵庫区湊山町１番６号
破産者　岡田千津男
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４号
神戸市垂水区旭が丘３丁目12番２―403号
破産者　森原　彰子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９１号
神戸市垂水区学が丘５丁目２番524―105号
破産者　神竹千津子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３号
神戸市北区ひよどり台２丁目１番地１―138号棟1004号室、開始決定時の住所神戸市北区星和台２丁目56番地の２
破産者　金操　悦子
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０９号
兵庫県伊丹市奥畑１丁目142番地２　ファミーユ奥畑203号、前住所兵庫県伊丹市寺本３丁目９番地の６
破産者　Ｈ＆Ａｐｌａｎこと　釣井　　徹
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４３３号
兵庫県宝塚市仁川北１丁目４番36―304号
破産者　野原　二郎
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３０号
兵庫県宝塚市長谷字道谷１番地の116
破産者　木村　剛文
1　決定年月日　平成24年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

免責許可決定

平成２４年（フ）第５９号
茨城県つくばみらい市谷井田1066番地、前住所茨城県つくばみらい市谷井田1093番地１
破産者　須永　早苗
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
栃木県栃木市大平町西水代2746―52　メゾン栗田102、住民票上の住所東京都墨田区江東橋４丁目16番９号　互助交通錦糸寮
破産者　花田　　稔
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１５５号
栃木県足利市助戸１丁目700番地１　メゾンドシャルムＡ―201、開始決定時の住所栃木県足利市大久保町1309番地16　ケースクエアーイーストＢ―３
破産者　伊藤　滋代
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７１号
茨城県ひたちなか市大字後台451番地８
破産者　佐藤　恭克
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第７３号
茨城県ひたちなか市大字枝川1581番地６
破産者　稲葉　喜一
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
栃木県小山市西城南５丁目28番地18
破産者　杉田　文子
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部